

令和6年度臨時運営規定【案】

本規定は、当青年部会規則並びに諸規定に定めるところに係わらず、令和6年度の当青年部会運営に関する原則を定める

- 第1条 ちっご祭、会員大会を当青年部会の全体事業と位置づけて全会員の参加を目指し、親睦を深めることを目的とする
- 第2条 各委員会には、委員長を1名、副委員長を2名及び委員若干名を置く
- 第3条 災害時において三役会が通常総会・役員会の開催を困難と認めたとき、オンラインまたは書面をもって総会・役員会を開催する
- 第4条 エンジェルタッチ(AT)を公式ツールとして、補助的にLINEグループを利用する
- 第5条 会員拡大と組織強化のため、1会員1名以上の新入会員推薦を行う

附 則

1. 本規定は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日までとする。